

# 公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について

公衆浴場における水質基準等に関する指針が一部改正され、浴槽水の水質基準が「大腸菌群」から「大腸菌」に変更されました。

この水質基準は、2025年4月1日から適用になります。

## 【改正の概要】

◎原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水

(改正前)

項目名	基準値
pH値	5.8以上8.6以下であること
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること
〔または、過マンガン酸カリウム消費量 ((*)使用している消毒剤の成分によっては)〕	(10mg/L以下であること。)
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL未満であること

(改正後) 現行通り

項目名	基準値
pH値	5.8以上8.6以下であること
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること
〔または、過マンガン酸カリウム消費量 ((*)使用している消毒剤の成分によっては)〕	(10mg/L以下であること。)
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL未満であること

◎浴槽湯水

(改正前)

項目名	基準値
濁度	5度以下であること
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	8mg/L以下であること
〔または、過マンガン酸カリウム消費量 ((*)使用している消毒剤の成分によっては)〕	(25mg/L以下であること。)
大腸菌群	1個/mL以下であること
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL未満であること

(改正後)

項目名	基準値
濁度	5度以下であること
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	8mg/L以下であること
〔または、過マンガン酸カリウム消費量 ((*)使用している消毒剤の成分によっては)〕	(25mg/L以下であること)
<b>大腸菌</b>	<b>1個/mL以下であること</b>
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL未満であること

## 【塩素系消毒剤と適用する検査項目】

使用する塩素系消毒剤の成分名	適用する検査項目
次亜塩素酸ナトリウム	全有機炭素
次亜塩素酸カルシウム(さらし粉)	
二酸化塩素	
電解次亜塩素酸水 (塩化ナトリウムの電気分解により生成するもの)	
(*)ジクロロイソシアヌル酸	過マンガン酸カリウム消費量
(*)トリクロロイソシアヌル酸	

(\*)消毒剤に上記成分が使用されている場合は、過マンガン酸カリウム消費量として検査